

宮下病院建替え基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

福島県立宮下病院は、県の西部にある三島町に位置し、柳津町、三島町、金山町、昭和村の4町村を医療圏に、昭和26年に3診療科24床の県立病院として開設されました。

その後、建物の狭隘化による数回の病棟増築を経て、昭和44年12月に現在地に新築移転し、以来50年以上が経過しましたが、近年、経年変化による建物や設備の老朽化が顕著となっています。

また、建物内部や敷地ともに狭隘であり、日々の医療技術の進歩や利用者のニーズに対応することが困難な状況です。

そこで、令和元年10月に、地域の医療圏において将来果たすべき機能のあり方を検討することを目的として、有識者や医療関係者等で構成された「宮下病院機能検討委員会」が設置され、当該委員会の提言を受け、令和5年3月に、福島県は、「宮下病院建替え基本計画」を策定しました。

当該計画では、人口減や限られた医療従事者等、診療圏の状況を踏まえ、現病院の医療機能は維持しつつ、奥会津地域に必要となる在宅医療等の機能を確保しながら、有床診療所として、移転建替えを行うこととしています。

こうした中、宮下病院建替え基本・実施設計業務委託の設計者選定に当たっては、新施設に求められる機能を十分に理解し、設計に反映できる優れた技術力や創造力を有する設計者を広く募集する必要があることから、公募型プロポーザルを実施します。

2 業務の名称

宮下病院建替え基本・実施設計業務委託

3 設計者選定方式

公募型プロポーザル

4 主催及び事務局

- (1) 主 催 福島県
- (2) 事務局 福島県病院局病院経営課

5 事業の概要

- (1) 施設名称 福島県立宮下病院
- (2) 主要用途 診療所（医療法第1条の5第2項）
- (3) 建設地 福島県大沼郡三島町字寺沢968番1

- ・三島町町民運動場の一部(グラウンド及びテニスコート)
- ・土地所有者 三島町 (福島県は使用貸借により権原取得予定)

(4) 施設計画

- ①施設構成 有床診療所 (19床)
- ②診療科 内科、外科、整形外科、精神科、皮膚科、耳鼻咽喉科
- ③延べ面積 約2,700㎡
- ④主な諸室 診察室 (4室程度)、感染症診察室、中央処置室、在宅医療ステーション、リハビリ室、機械浴室、調剤室、X線、CT撮影室、医療相談室、多目的ルーム
- ⑤工事費 約20億円 (消費税込み)
- ・建築工事、電気工事、機械工事の他、造成工事、外構工事を含む。
 - ・令和7年度以降の工事実施を想定し、物価や労務単価の上昇等を加味した額。
 - ・現病院及び建設地内に存する構造物の解体工事、進入路の建設工事は含まない。
- ⑥全体工程
- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 令和5～6年度 | 基本設計・実施設計 (造成設計含む)
建設予定地内施設解体工事 |
| 令和7～8年度 | 進入路建設工事、造成工事 |
| 令和8～9年度以降 | 建築工事
現病院解体工事 (建築工事と別発注) |

(5) 整備条件等

- ①敷地面積 約10,300㎡ (進入路除く)
- ②前面道路 国道252号からの進入路を新たに整備する。
(本基本・実施設計とは別発注)
- ・延長：約180m
 - ・道路幅員：約6.75m
 - ・車道幅員：約5.5m
 - ・当該進入路には、三島町所有の井戸を水源として、消雪施設を整備する。
- ③都市計画
- ・都市計画区域外
 - ・用途地域の指定なし
- ④その他
- ・建設エリアは概ね平坦である。
 - ・国道252号からグラウンドまでの高さは、約6m。

(6) 関連資料

建設予定地エリア及び整備計画概要等の詳細は、以下の資料を参照してください

い。本資料は、事務局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/miyashitapuropo.html>

- ・別図① 位置図（現病院、建設予定地）
- ・別図② 平面図（建設予定地）
- ・別図③－1 現地踏査図（平面図）
- ・別図③－2 現地踏査図（写真）
- ・別図④ 敷地図（平面図）
- ・別図⑤ 物件配置及び解体範囲図（建設予定地）
- ・別図⑥ 平面図（現病院）
- ・資料1－1 宮下病院建替え基本計画【概要版】
- ・資料1－2 宮下病院建替え基本計画
- ・資料2－1 技術提案に関する補足資料
- ・資料2－2 宮下病院建替え所要室一覧表

6 建設予定地見学会

(1) 開催日時 令和5年7月21日（金）13時30分～（30分～1時間程度）

※ 受付：13時30分～ 見学開始：13時45分～

(2) 場所 三島町町民運動場（福島県大沼郡三島町大字大登字寺沢968番1）

(3) 内容 建設予定地の見学

(4) 留意点等

- ・見学範囲は、建設予定地及びその周辺を予定しています。それ以外の施設等（現在の宮下病院など）は見学できません。
- ・お車でお越しの方は、別図⑤物件配置図及び解体範囲図（建設予定地）掲載の西側駐車場（テニスコートの反対側）に駐車してください。
- ・カメラ等による撮影は、人物が写らなければ許可します。
- ・募集要領の内容や提出書類の作成等に係る質問は、11記載の質問書により、メールで提出願います（**本見学会では回答できません**）。
- ・当日、体調不良、発熱、その他健康上の懸念がある場合は、参加は御遠慮ください。

(5) 参加申し込み

- ・現地見学会への参加を希望される場合は、以下により事前に申込みください。
様式：任意（表題は「【会社名】宮下病院建設予定地現地見学会参加申込み」と明記）

記載事項：①社名、②住所、③参加者氏名、④連絡先（電話・メール）

申込期限：令和5年7月19日（水）正午まで

申込方法：メール（事務局宛て byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp）

(6) その他

- ・各社3名までの参加とします。
- ・プロポーザル提案の有無にかかわらず、参加は可能です。
- ・本見学会以外でも、現地見学のために建設予定地に立ち入ることは可としますが、現状、町の運動場として利用されているため、施設の利用者や近隣住民に迷惑がかからないよう配慮してください。

7 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルへの参加者は、以下の課題について提案してください。

(1) 地域の人々の安全・安心を支える施設の提案

- ① 過疎化や高齢化が著しい奥会津地域において、使いやすさ、分かりやすさへ配慮した、利用者の安全・安心を支える施設の提案
- ② 地域生活を支えるための在宅医療や、診療圏唯一の入院機能を持ち、救急患者の対応が可能な医療機関として、地域に密着し、開かれた施設の提案

(2) 奥会津地域の特性と調和し、特別豪雪地帯を考慮した施設の提案

- ① 周囲の緑豊かな自然と調和し、温もりや安らぎ等が感じられる内観・外観デザインや構造に関する提案
- ② 特別豪雪地帯である奥会津地域の降雪や積雪を考慮した施設の提案

(3) 災害や感染症に強い施設の提案

- ① 奥会津地域における医療の拠点となるよう、豪雨、豪雪、地震などの災害発生時においても患者や職員の安全確保、通常と同程度の医療機能を維持できる災害に強い医療施設とする提案
- ② 感染症の発生に備え、感染症患者の受入れを十分に考慮し、感染拡大時にも、通常と同程度の医療提供ができる施設の提案

(4) 県産材の積極的な活用やエネルギー性能が高く持続可能性に優れた施設の提案

- ① 本県の森林資源の活用や、消費エネルギーの抑制等に配慮した施設の提案
- ② イニシャルコストやランニングコストに配慮した施設の提案

(5) 将来的な施設の可変性に関する提案

- ① 医療制度改革や医療技術の進歩、医療ニーズ等の将来的な変化に柔軟に対応できる施設の提案
- ② 将来的な病床機能の転換等、可変性を考慮した施設の提案

(6) その他の提案

上記の他、本施設の整備において、特に重要と考える課題があれば、参加者独自の提案

8 スケジュール

(1) 募集要領等の配布期間

令和5年7月12日（水）から令和5年9月8日（金）正午まで

(2) 建設予定地見学会参加申込み期間

令和5年7月12日（水）から令和5年7月19日（水）正午まで

(3) 建設予定地見学会

令和5年7月21日（金）13時30分～（30分～1時間程度）

(4) 質問書の受付期間

令和5年7月12日（水）から令和5年7月27日（木）17時まで

(5) 質問書に対する回答

令和5年8月2日（水）

(6) 参加表明書の提出期間

令和5年7月12日（水）から令和5年8月9日（水）正午まで

(7) 技術提案書の提出期間

令和5年7月12日（水）から令和5年9月8日（金）正午まで

(8) 第一次審査

令和5年10月上旬頃

(9) 第一次審査結果発表及び通知

令和5年10月中旬頃

(10) 第二次審査及びヒアリング

令和5年10月下旬頃

(11) 第二次審査結果発表及び通知

令和5年11月上旬頃

9 参加資格等

(1) 資格要件

参加者の要件は、評価基準日（令和5年9月8日）において、次の①に掲げる条件を全て満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とします。

① 1者単独（設計共同体でないもの）

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を福島県知事から受けていること。

イ 建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 評価基準日（令和5年9月8日）に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入

札参加資格制限中の者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

カ 延べ面積1,500㎡以上の建築物（工場、車庫、倉庫、ショッピングセンター、競技場を除く）の実施設計の実績を有する者であること。

※1 実施設計の実績とは、過去15年間の国内における実績（公共・民間を問わない）で、新築、増築及び改築とし、改修は含まない。

※2 増築又は改築の場合の実績については、当該増改築部分に限る。

※3 設計共同体の構成員（代表者に限らない。）として受注した実績を含む。

キ 管理技術者は1名とし、意匠・構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当主任技術者（以下「各担当技術者」という。）との兼務は認めない。

ク 管理技術者及び各担当技術者の資格要件は、以下のとおりとする。

なお、構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当技術者については、再委託も可能とする。

- ・管理技術者 : 一級建築士
- ・意匠・構造担当技術者 : 一級建築士
- ・電気設備・機械設備担当技術者 : 一級建築士又は建築設備士

② 設計共同体（設計JV）

ア 2者又は3者で構成する設計共同体であること。

（県外事業者とのJVも可）

イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、①ーア～カの全ての要件を満たす者であること。

ウ 管理技術者は、代表構成員から配置すること。

エ 構成員は、①ーア（ただし、福島県知事以外の登録も可）～オまでに掲げる条件を全て満たす者であること。

オ 設計共同体として、①ーキ及び①ークの要件を満たす者であること。

カ 設計共同体協定書（以下「JV協定書」という。）を締結している者であること。

キ JV協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。

- ・代表構成員に関すること
 - ・構成員が分担する業務の内容に関すること
 - ・業務が適切に分担されていること
- （一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）

ク 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の参加者又は他の設計共同体の構成員となっていないこと。

(2) 技術提案書の提出

本プロポーザルの参加者が提出できる技術提案は、1者又は1設計共同体1提案とします。

(3) 業務の再委託

- ・専門分野（管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く。）の業務は、建築士法に基づき、設計業務の一部を他の設計事務所に再委託することができます。
- ・再委託事務所の所在地については、制限を設けません。
- ・この再委託事務所は、(1)－①－ア（ただし、福島県知事以外の登録も可）～オの資格要件を満たす必要がありますが、本プロポーザルの参加者にはなれないこととします。
- ・建築士法に基づかない設計業務（積算・土木設計業務）を再委託する場合は、建築士事務所の登録を求めません。
- ・本プロポーザルの公告日から第二次審査結果発表（通知）までの間に、再委託事務所が14－⑦に抵触した場合は、参加者から提出のあった提案書を無効とします。
- ・建築士法に基づく設計業務を補助する業務の委託は、本項再委託の対象外となるため、当該業務の受託予定者（以下「協力者」という。）は、提出書類（様式3－2）に記載しないでください。
- ・協力者についても、(1)－①－ア（ただし、福島県知事以外の登録も可。一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所のいずれも可）～オの資格要件を満たす必要があります。

10 募集要領等

(1) 事務局ホームページからの取得

本プロポーザルの募集要領及び関係様式等の電子データは、事務局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/miyashitapuropo.html>

(2) プロポーザルに使用する様式

本プロポーザルにおいて使用する様式は、次のとおりです。詳細は「別紙 提出書類作成説明書」を参照してください。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 主要業務実績（様式2）
- ③ 管理技術者・主任技術者（様式3－1－1、様式3－1－2）
- ④ 再委託事務所（様式3－2）
- ⑤ 技術提案提出書（様式4）
- ⑥ 技術提案書（様式5）

- ⑦ 質問書（様式 6）
- ⑧ 取組体制説明書（様式 7）
- ⑨ 業務報告書（様式 8）
- ⑩ 設計共同体協定書（例）（参考）

1 1 質問書

（1）質問書の提出

① 提出様式

質問書（様式 6）

② 提出方法

メールにより事務局 (byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp) まで提出してください。メールの送信件名は、「**【質問書】宮下病院建替え基本・実施設計業務委託**」とし、必ず電話 (024-521-7228) で送受信の確認を行ってください。

③ 提出期限

令和 5 年 7 月 12 日（水）から令和 5 年 7 月 27 日（木）17 時まで

（2）質問に対する回答

① 回答日

令和 5 年 8 月 2 日（水）

② 回答方法

事務局ホームページに回答書を掲載します。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/miyashitapuropo.html>

1 2 参加表明書

（1）提出様式

① 参加表明書（様式 1）

② 主要業務実績（様式 2）

③ 管理技術者・主任技術者（様式 3-1-1、様式 3-1-2）

④ 再委託事務所（様式 3-2）

⑤ 注意事項

・設計共同体の場合は、①～③のほか、JV協定書の写しを提出してください。

・JV協定書（例）の第 8 条第 2 項で記載している「設計共同体の分担業務額に関する協定書（写し）」は、契約締結後 7 日以内に提出となります。

・詳細は、「別紙 提出書類作成説明書」を参照してください。

（2）提出方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で下記へ郵送

してください。

〒960-8043

福島市中町8番2号 自治会館4階

福島県病院局病院経営課 宮下病院建替え基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザル担当者 宛て

(3) 提出期限

令和5年7月12日（水）から令和5年8月9日（水）正午まで

(4) その他

資格審査において、提出様式の記載内容に疑義が生じたときには、事務局より電話かメールで問い合わせる場合があります。

1.3 技術提案書

(1) 提出様式

① 技術提案提出書（様式4） 1部

② 技術提案書（様式5） 9部

③ 注意事項

・技術提案書（様式5）はA3版1枚（片面使用）に横書きで記載してください。

・二次審査のヒアリングを要請された参加者（以下「ヒアリング要請者」という）は、「取組体制説明書（様式7）」「業務報告書（様式8）」を指定日までに事務局に提出してください。

・ヒアリング用の新たな資料の配布及び提案等は認めません。

・詳細は「別紙 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で下記へ郵送してください。

〒960-8043

福島市中町8番2号 自治会館4階

福島県病院局病院経営課 宮下病院建替え基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザル担当者 宛て

(3) 提出期間

令和5年7月12日（水）から令和5年9月8日（金）正午まで

1.4 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された技術提案書を無効とします。なお、提出期限の遅れによる無効で、一般書留又は簡易書留による配達記録

がない場合の異議は、一切受け付けません。

- ① 提出者が本要領 9 に定める資格要件を満たしていない場合。
- ② 同一参加者が 2 つ以上の技術提案書を提出した場合。
- ③ 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合しない場合。
(参加資格及び技術提案書の確認書類が添付されていない場合を含む。)
- ④ 技術提案書の作成様式及び作成説明書に示された条件に適合しない場合。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑥ 技術提案書の提出から契約までの間に、(様式 3-1-1) 及び(様式 3-1-2) に記載した管理技術者、主任技術者が本業務に携わることが困難となった場合。(病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。)
- ⑦ 審査委員又は本プロポーザルに関わる職員に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- ⑧ 第二次審査当日のヒアリングに出席しなかった場合。

1.5 選定方針

本プロポーザルの審査は、第一次及び第二次審査の二段階方式で行います。

(1) 第一次審査

応募者の中からヒアリング要請者を 5 者程度選定します。

(2) 第二次審査

ヒアリング要請者からヒアリングを行い、最優秀及び次点各 1 者を選定します。

1.6 ヒアリング

第二次審査で行うヒアリング要請者からのヒアリングは、以下のとおりです。

(1) 実施日等

- ① 日時 令和 5 年 10 月下旬頃
- ② 場所 福島県福島市内を予定 (ヒアリング要請にあわせて通知します。)

(2) 実施方法

- ① ヒアリングは公開で実施します (ヒアリング後の審査は非公開)。
- ② 管理技術者は必ず出席してください。
- ③ ヒアリング要請者側の出席者は、管理技術者を含め 3 名以内とします。
- ④ ヒアリング要請者及びその関係者が、他のヒアリングを傍聴することは認めません。
- ⑤ ヒアリング要請者には、技術提案書 (様式 5) の趣旨等の説明及び審査委員からの質疑への回答を求めます。
- ⑥ 技術提案書 (様式 5) の内容を拡大した投射 (パワーポイント等) は可能と

します。(その他説明資料の追加はできません。)

- ⑦ ヒアリング要請者には、ヒアリング参加報酬として1者当たり20万円を支払います。(ヒアリングに出席しなかった場合を除く)
- ⑧ その他詳細な事項は、ヒアリング要請時にお知らせします。
- ⑨ 上記の実施方法を変更するときは、全てのヒアリング要請者の同意を得た上で改めることとします。

17 審査委員会

本プロポーザルにおいては、次の委員で構成する「宮下病院建替え基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、厳正かつ公平な審査を行います。

石井 敏	東北工業大学建築学部建築学科教授
浦部 智義	日本大学工学部建築学科教授
鎌田 一宏	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター特任准教授
太田 紀之	福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生総合病院事務次長
横山 秀二	福島県立宮下病院長
佐瀬 守昭	福島県土木部営繕課長
高橋 英子	福島県病院局次長

18 審査結果

審査結果は、第二次審査により最優秀及び次点各1者が決定した後、ヒアリング要請者に通知します。

なお、事務局ホームページには、契約後に公表します。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/miyashitapuropo.html>

19 技術提案書の取扱い

参加者から提出された技術提案書は、次の各号のとおり取り扱います。

- ① 提出された技術提案書は返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とします。
- ③ 技術提案書に虚偽の記載をして無効とされた場合は、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- ④ 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。
- ⑤ 技術提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き当該第三者の承諾を得ておくものとします。
(本件に関する責は、全て使用する参加者に帰すものとします。)

- ⑥ 技術提案書は、全て事務局ホームページにおいて公表します。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/miyashitapuropo.html>
なお、ヒアリング要請者以外の技術提案書は、参加者の名前を伏して公表します。
- ⑦ 主催者が、提案に関する説明、展示その他必要と認めるときは、当該技術提案書を無償で使用できるものとします。

20 設計業務の契約

(1) 契約の方法

福島県は、最優秀に選定された者を本業務受託候補者とし、福島県病院局財務規程に基づく契約交渉を行います。

ただし、本要領9-(1)-①ア～カの条件を満たさない場合は、当該候補者とは契約を締結せず、次点の者を本業務受託候補者とします。

(2) 業務内容

本施設の新築及び造成、並びに外構整備等に係る基本・実施設計

(3) 設計期間（履行期限）

契約締結の日から13ヶ月程度を想定

(4) その他

- ① 基本・実施設計業務においては、本業務受託候補者との協議により、BIMを活用した設計（発注者との合意形成の円滑化を目的とした3次元による建物外観等）を行う予定です。
- ② 工事監理業務を委託する場合は、本業務の受託者と随意契約を行う予定です。
なお、その場合も本要領9-(1)-①ア～カの条件を満たす必要があります。

21 工事の入札参加資格制限

本件業務を受注した者（再委託事務所含む）が、製造業又は建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業又は建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。

22 その他

本プロポーザルへの参加に際しては、上記のほか、以下の事項に留意してください。

- ① 参加者側の理由で技術提案書の内容が履行できなくなった場合は、契約金額

の減額、損害賠償、契約解除、違約金、委託業務等成績評定の減点等の措置を行う場合があります。

- ② 技術提案書の内容は発注者側の判断により採否を決定するため、最優秀に選定された場合でも、当該提案内容が実際の設計業務で全て採用されるものではありません。
- ③ 設計委託料は、福島県が定める算定方式（平成31年国土交通省告示第98号に準拠）により算出した金額以内とします。
- ④ 設計業務の契約後は、（様式3-1-1）及び（様式3-1-2）に記載した管理技術者及び主任技術者を変更することはできません。（病気、事故、退職等やむを得ない事情の場合を除く。）
※ 工事監理業務を契約した場合も、設計共同体の構成員及び（様式3-1-1）及び（様式3-1-2）に記載した管理技術者、意匠担当主任技術者の変更はできません。
- ⑤ 書類の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定された単位とします。

2.3 問合せ先（事務局）

本プロポーザルに関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

なお、事務局以外が質問に対する回答や資料提供を行うことはありません。

- ① 事務局：福島県病院局病院経営課
- ② 所在地：〒960-8043 福島市中町8番2号（自治会館4階）
- ③ 電話：024-521-7228（直通）
- ④ メール：byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp